

第 6 編

明 る い 選 挙

第 2 1 表

平成 3 1 年 4 月 7 日 執行和歌山県議会議員一般選挙

臨時啓発方針

1 趣 旨

平成 3 1 年 4 月 7 日に執行される和歌山県議会議員一般選挙に際し、有権者に対し投票総参加ときれいな一票の行使を積極的に呼びかけるとともに、候補者及び選挙運動関係者に対しては選挙運動における法令の遵守を呼びかけ、明るくきれいな選挙の実現を図る。

2 実施機関

和歌山県選挙管理委員会
市町村選挙管理委員会

3 協力団体

和歌山県明るい選挙推進協議会
市町村明るい選挙推進協議会

4 実施期間

告示日から選挙期日まで

5 啓発の内容

(1) 基本方針

選挙は、県民が県政に参加する最も重要な機会であることを有権者、特に若年層に対し、積極的に訴えるとともに「明るい選挙」の実現と「投票総参加」を呼びかける。

また、候補者・選挙運動関係者に対しては選挙のルールに従った「正しい選挙運動」を呼びかけ、もって明るくきれいな選挙の実現を図る。

(2) 実施方法

県及び市町村の選挙管理委員会は、相互に密接な連携を図りながら効果的に機能を分担し、関係機関及び関係団体との協力提携により、啓発事業の推進を図る。

実施に際しては、県及び市町村の広報担当課、生涯学習担当課及び各報道機関に対して協力を求め、その浸透を図る。

6 実施事業

別紙のとおり

別紙

実施事業	実施機関		実施時期	説明
	県	市町村		
1 印刷物による啓発				
(1) ポスターの作成・配布	○	○	告示日～投票日	
(2) チラシの作成・配布	○	○	〃	
(3) 酒食提供禁止ポスター	○		〃	
(4) 三者協議会要望文	○		〃	
(5) 明推協・国民運動県本部会議要望書	○		〃	
(6) 県・市町村の広報誌	○	○	直近号	
2 街頭啓発	○	○	告示日～投票日	街頭啓発用資材の作成
3 テレビ、ラジオ等による啓発				
(1) テレビ	○		告示日～投票日	スポット放送(テレビ和歌山等)
(2) ラジオ	○		〃	スポット放送(和歌山放送等)
(3) インターネット				
選管ホームページ	○		〃	選管ホームページに関係記事掲載
インターネット・SNS広告	○		〃	ポータルサイトへの広告、SNSへの 広告の掲載等
選挙啓発Twitter	○		〃	啓発についての情報を発信
選挙×WAKAYAMA FREE Wi-Fi	○		〃	WAKAYAMA FREE Wi-Fiに接続す ると選管ホームページに接続されるよ う設定
(4) コンビニレジ画面広告	○		投票日の5日前～ 投票日の前日	県内のローソン、ファミリーマート
4 啓発依頼				
(1) 店内放送等による啓発依頼	○		告示日～投票日	商業施設・主要駅等の放送設備を通じ ての啓発
(2) 事業所等に対する啓発依頼	○		〃	従業員への周知依頼
(3) 県立図書館に対する啓発依頼	○		〃	選挙等に関する蔵書を集めた特設コー ナーの設置
5 掲示、掲揚物による啓発				
(1) 懸垂幕・横幕	○	○	告示日～投票日	振興局庁舎(海草除く)等
(2) 立看板	○			県庁正門前
(3) のぼり	○	○		交通量の多い場所を中心に設置
6 広報車による啓発	○	○	投票日の4日前～ 投票日	マグネット板貼付、啓発テープ放送

和歌山県議会議員一般選挙の告示日にあたっての県選挙管理委員会委員長談話

本日、和歌山県議会議員一般選挙が告示されました。投票日は、平成31年4月7日（日曜日）です。

このたびの選挙は、県民のみなさんの声を県政に反映させる大切な選挙です。

有権者の皆様におかれましては、この選挙の意義を十分に認識され、各候補者の政見・政策等を十分見極められた上で、棄権することなく投票に参加し、責任ある一票を投じられるよう切望いたします。

年度の変わり目の中の選挙ですので、仕事や学業、旅行などの用事で、投票日当日に投票できない方は、期日前投票制度や不在者投票制度を御活用ください。

私ども、和歌山県選挙管理委員会は、市町村選挙管理委員会をはじめとする関係機関との連携のもと、「届けよう！みんなの声を県政へ！」

のスローガンを掲げ、投票総参加を呼びかけて参ります。

また、民主主義の発展は、明るくきれいな選挙がおこなわれてこそ実現するものであります。候補者をはじめ選挙運動関係者におかれましては、選挙のルールを守り、公正な選挙運動を進められますよう強く要望いたします。

平成31年3月29日

和歌山県選挙管理委員会
委員長 小濱孝夫

和歌山県議会議員一般選挙の投票日を迎えての県選挙管理委員会委員長談話

本日、平成31年4月7日（日曜日）は、和歌山県議会議員一般選挙の投票日です。

有権者の皆様におかれましては、選挙公報や街頭演説あるいは今回から頒布が解禁された選挙運動用ビラなどを通じて、それぞれの候補者の政見、政策等をご承知のことと存じます。

今回の選挙は、県民の声を県政に反映させる大切な選挙です。

今一度、有権者の皆様が投じられる一票の重要性をご認識いただき、棄権することなく選挙権を行使されることを心から希望いたします。

平成31年4月7日

和歌山県選挙管理委員会
委員長 小濱孝夫

要 望 書

本日、和歌山県議会議員一般選挙が告示されました。

私たちは、今日まで様々な機会を通じて、明るくきれいな選挙の推進に努めて参りました。今回の選挙においても、なお一層決意を新たにし、有権者に投票総参加と明るくきれいな選挙の実現を積極的に呼びかけてまいります。つきましては、貴殿におかれましても、私たちの決意を十分ご理解いただき、選挙運動関係者の方々とともに、明るくきれいな選挙運動を行われましますよう強く要望いたします。ここに、明るくきれいな選挙のシンボルである白バラをお渡しするとともに、特に次のことを実行していただきたくお願いいたします。

- 1 お金のかからないきれいな選挙の推進に努め、選挙運動費用の収支を明確にしておくこと。
- 2 公職選挙法等関係法令を遵守し、絶対に一人の違反者も出さないようにすること。

平成31年3月29日

和歌山県明るい選挙推進協議会
選挙をきれいにする国民運動和歌山県本部

要 望 文

和歌山県議会議員一般選挙が4月7日に行われます。

私たちは、日々、きれいな選挙の推進に努めているところですが、今回の選挙においても、選挙違反根絶に向けて、なお一層決意を新たにし、選挙運動に関する一切の違反行為に対して、厳正な措置を講ずる所存です。つきましては、候補者及び選挙運動関係者におかれましても、法令を遵守し、公正な選挙運動をすすめられるよう強く要望いたします。また、有権者の皆様も、今回の選挙の意義を十分に認識され、棄権することなく、主権者としての強い自覚と自らの意思に基づいて良識ある一票を行使されましますよう強く要望いたします。

平成31年3月

和歌山地方検察庁検事正
和歌山県警察本部長
和歌山県選挙管理委員会委員長

第22表

選挙違反の取締り等に関する調査

(県警察本部調)

区別/選挙別	区分	検										警										告						
		買収・利害誘導		文書図画		戸別訪問		自由妨害		その他		計		事前運動		戸別訪問		文書図画		言論		その他		計				
		件数	人員	逮捕	件数	人員	逮捕	件数	人員	逮捕	件数	人員	逮捕	件数	人員	逮捕	件数	人員	逮捕	件数	人員	逮捕	件数	人員	逮捕	件数	人員	
第15回 平成15年 4月13日	県 議 市 町 村 議員 計																											
		1	20	3																								
		1	29	4																								
		2	49	7																								
第16回 平成19年 4月8日	県 議 市 町 村 議員 計	1	3	3																								
		1	12	2																								
		2	15	5																								
第17回 平成23年 4月10日	県 議 市 町 村 議員 計	3	4	1	1	1																						
		1	12	2																								
		2	15	5																								
第18回 平成27年 4月12日	県 議 市 町 村 議員 計	3	4	1	1	1																						
		1	12	2																								
		2	15	5																								
第19回 平成31年 4月7日	県 議 市 町 村 議員 計	3	4	1	1	1																						
		1	12	2																								
		2	15	5																								

第23表

違反文書図画の撤去命令等に関する調

1 法第147条の規定に該当するもの

区 分	撤 去 命 令	撤 去 警 告
候 補 者	4件 325枚	—
政 党	1件 163枚	—

2 法第201条の14の規定に違反するもの

区 分	撤 去 命 令	撤 去 警 告
政 党	11件 133枚	—